

# 一般社団法人まほろば芸術ラボ 会員規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人まほろば芸術ラボ(以下「この法人」という)の会員制度について定めるものとします。

### 第2条 (会員)

- ① 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- ③ 名誉会員：この法人に功労のあった者、または学識経験者で社員総会において推挙された者

## 第2章 入会と退会

### 第3条 (入会)

- 1、会員又は賛助会員として入会しようとするもの（以下、申込者とします）は、所定の入会申込書を提出しなければなりません。
- 2、申込者は、入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものと看做します。
- 3 理事会は、前項の申込があった場合は、速やかに次条に従い入会審査を行い、承認・不承認の結果を申込者へ通知します。
- 4 前項に基づき、入会申込みを不承認とした場合、その理由を説明または開示する義務を負わないものとし、申込者に対して一切責任を負わないものとします。
- 5 第3項に基づき、入会の申込を承認した場合は、入会金及び会費納入（以下、入会金等とします）の案内をします。
- 6 申込者は、前項の案内を受領した日から8日以内に支払いをするものとします。
- 7 前項の期間までに入会金等の納入が確認できない場合には、申込を取り消したものとします

### 第4条 (審査基準)

この法人の会員になろうとする者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、理事会の承認を得ることができないことがあります。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 過去にこの法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (3) その他、この法人が会員と認めることを不適当と判断した場合。

## 第 5 条（入会金及び会費）

(1) 入会金及び会費は以下に定める通りとします。

個人正会員	入会金 2,000 円	年会費 3,000 円
団体正会員	入会金 2,000 円	年会費 10,000 円
個人及び団体賛助会員	入会金 なし	一口 10,000 円 (一口以上)

(2) 会費は年会費制とし、毎年、4月30日までに、次年度分を現金または振込により一括前納するものとします。ただし、振込による場合は、振り込み手数料は申込者または会員が負担するものとします

(3) 申込者または会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

(4) 会員に特別の事情が生じたときは、理事会の議決によってその該当年度中の会費の減免又はその他の措置をすることができます。

(5) 会費納入期限経過後、この法人より会費を督促したにも関わらず、督促支払い期限を経過しても会費が支払われない場合は、理事会の決議により滞納者と認定します。なお、督促は当該年度内に1回限りと致します。

(6) 前項による会費滞納者については、定款第10条の定めに従い、会員の資格を喪失します。

## 第 6 条（会員資格）

- 1 会員資格は、入会金、会費を納入した日もって取得されます。
2. 会員資格の有効期限は、この法人の事業年度（4月1日～翌年3月31日）とします。
3. 会員は、第5条2項の請求に基づき年会費を納入することにより、会員資格を一年延長することができます。
4. やむを得ず第5条2項で定めた期間内に会費を納入できなかった場合は、当該年度の6月30日までに会費納入が確認されれば、当該年度の会員資格が継続されるものとします。

## 第 7 条（変更の届出）

1. 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、この法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとします。
2. 会員種別の変更会員は、この法人の同意を得て、前項の届出をすることによって、会員種別を変更することができます。

3 前項により、届出をした会員は、届出より 8 日以内に、新種別に相当する会費を納めなければなりません。

4、前項の会費の納入より、新種別の会員資格を取得します。

### 第 8 条（退会）

会員は、所定の退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後もこの法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします

### 第 9 条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、除名することができます。

2. 前項の場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えるなければなりません。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当なる事由があるとき

3. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

## 第 3 章 権利と特典

### 第 10 条（会員の権利）

正会員は以下の権利を有します。

- (1) この法人の社員総会における、各 1 個の議決権。
- (2) この法人の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利。
- (3) この法人の事業に参加し、そのすべてを優先的に特別価格で利用することができる権利。
- (4) この法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。
- (5) この法人の事業に参加し、そのすべてまたは一部を優先的に特別価格で利用することができる権利。

2 賛助会員は以下の権利を有します。

- (1) この法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。
- (2) この法人の事業に参加し、そのすべてまたは一部を優先的に利用することができる権利。

## 第 11 条（特典）

各会員には、以下の特典を提供します。

- (1) 個人正会員はこの法人主催公演事業の公演料金を 1 割引きで参加できます。
- (2) 団体正会員はこの法人主催公演事業の公演料金を 2 割引きで参加できます
- (3) 個人団体賛助会員は一口につき一枚のこの法人主催公演招待券が発行されます。

## 第 4 章 規約の追加・変更

### 第 12 条（規約の追加・変更）

1. 本規約に定めの無い事項については、理事会の決議により定めるものとします。

2. この法人は、理事会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができます。この法人により追加・変更された本規約の効力は、理事会の定めた日とし、変更内容は、速やかにウェブサイトに公開することにより会員に周知され、以後会員は当該追加・変更された本規則に拘束されるものとします。

## 第 5 章 免責及び損害賠償

### 第 13 条（免責及び損害賠償）

1. 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、この法人は一切責任を負わないものとします。

2. 会員は、この法人が提供する特典およびこの法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、この法人は一切責任を負わないものとします。

3. 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、この法人は一切責任を負わないものとします。

4. 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとします。

5. 本規約に違反した会員に対し、この法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。

- 6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、この法人に重過失がある場合を除き、この法人は一切責任を負わないものとします。
- 7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益についてこの法人は一切責任を負わないものとします。
- 8 この法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとします。
- 9 万が一、この法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、この法人は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に問わらず、この法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とします。
- 10 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

## 第6章 会員情報の取り扱い

### 第14条（会員情報の取り扱い）

会員は、この法人に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 会員が提供する各種サービスやこの法人の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもとこの法人のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- (3) この法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (4) この法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

## 第7章 反社会的勢力への対応

### 第15条（反社会的勢力への対応）

この法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、この法人またはこの法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 この法人は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いてこの法人の信用を毀損し、またはこの法人の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

4 この法人は、本条の規約により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じてもこの法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これによりこの法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。

## 第 16 条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠します。また、本規約に関して訴訟などの必要が生じた場合は、この法人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上、この法人すべての会員に本規約を配布する。

## 附則

本規則は、令和 1 年 11 月 2 日から施行する。